

第 5 回 定 期 総 会 議 事 録	
1、日 時	平成 29 年 11 月 30 日 (木)
2、場 所	中津市役所 3 階 大会議室
3、出席委員	1 番橋本(省)委員、2 番高倉委員、3 番坪根委員、4 番義経委員、5 番植山委員、6 番田畑委員、7 番中原委員、8 番石川委員、9 番田上委員、10 番小野委員、11 番田上委員、12 番百留委員、13 番玉麻委員、14 番長尾委員、15 番村上委員、最適化推進員 8 名
4、欠席委員	なし
5、事務局	福永局長、片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 30 分 開会を宣する。
8、署名委員	9 番田上委員、15 番村上委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 15 名中 15 名の出席であります。 議長よろしくお願ひ致します。
中原穰治会長	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、9 番田上委員、15 番村上委員にお願いします。
議案審議	
議第 1 号	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について
議 長	1 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局(高倉)	それでは議題に入らせていただきます。 1 番 議案朗読
議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定の 1 番について橋本委員に調査報告をお願いします。

1 番 (橋本)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	1 番について橋本委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番は許可と致します。続きまして 2 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	2 番議案朗読
議 長	2 番について義経委員に調査報告をお願いします。
4 番 (義経)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	2 番について、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 2 番は許可と致します。続きまして 3 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	3 番議案朗読
議 長	3 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番 (田畑)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	3 番について、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご異議ありませんので、議第1号の3番は許可と致します。続きまして4番から8番について事務局お願いします。
事務局(成重)	4番から8番を議案朗読
議 長	4番から8番について石川委員に調査報告をお願いします。
8番(石川)	4番から6番については貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。5番は解約後に中間管理機構に貸しだすとの事です。7番と8番につきましては耕作者、中間管理機構、所有者それぞれと合意解約の申請をしております。解約後は3条申請です。詳しくは議題3号の時に説明させていただきます。審議の程お願い致します。
議 長	4番から8番について石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第1号の4番から8番については許可と致します。続きまして9番について事務局お願いします。
事務局(川上)	9番を議案朗読
議 長	9番について田上委員に調査報告をお願いします。
9番(田上)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	9番について、田上委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第1号の9番は許可と致します。続きまして10番、11番について事務局お願いします。

事務局(川上)	10 番、11 番を議案朗読
議 長	10 番、11 番について門脇委員に調査報告をお願いします。
11 番(門脇)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	10 番、11 番について、門脇委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 10 番、11 番は許可と致します。続きまして 12 番、13 番について事務局をお願いします。
事務局(川上)	12 番、13 番を議案朗読
議 長	12 番、13 番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
13 番(玉麻)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	12 番、13 番について、玉麻委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 12 番、13 番は許可と致します。続きまして 14 番、15 番について事務局をお願いします。
事務局(梶原久)	14 番、15 番を議案朗読
議 長	14 番、15 番について長尾委員に調査報告をお願いします。
14 番(長尾)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約であり問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。

議 長	14 番、15 番について、長尾委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 14 番、15 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号 議 長	議第 2 号 農用地利用集積計画 (案) について 農用地利用集積計画 (案) についての説明を農政振興課担当者、お願いします。
農政振興 (藤 中)	平成 29 年 (11 月分) 農用地利用集積計画 (案) について説明。
議 長	只今説明のありました平成 29 年 (11 月分) 農用地利用集積計画 (案) について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 2 号平成 29 年 (11 月分) 農用地利用集積計画 (案) について承認と致します。
議案審議 議第 3 号 議 長	議第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は報告をお願いします。
事務局(高倉)	1 番、2 番を朗読
議 長	議第 3 号 1 番、2 番についての調査報告を橋本委員にお願いします。

1 番(橋本)	<p>(1 番の現地について説明)</p> <p>譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われ ます。審議お願い致します。</p>
	<p>(2 番の現地について説明)</p> <p>譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思 われ ます。審議お願い致します。</p>
議 長	<p>議第 3 号 1 番、2 番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、 質 疑等はありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので議第 3 号 1 番、2 番は許可と致します。続きま し て 3 番から 8 番を事務局。</p>
事務局(高倉)	<p>3 番から 8 番を朗読</p>
議 長	<p>議第 3 号 3 番～8 番についての調査報告を義経委員にお願いします。</p>
4 番(義経)	<p>(3 番～8 番の現地について説明)</p> <p>それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思 われ ます。審議お願い致します。</p>
議 長	<p>議第 3 号 3 番～8 番については、義経委員の調査報告のとおりですが 質 疑等はありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので議第 3 号 3 番～8 番は許可と致します。続きま し て 9 番、10 番を事務局。</p>
事務局(高倉)	<p>9 番、10 番を朗読</p>
議 長	<p>議第 3 号 9 番、10 番についての調査報告を植山委員にお願いします。</p>

5 番(植山)	<p>(9 番の現地について説明)</p> <p>譲渡人はもう農業ができないとの事ですので、一括で譲受人に売買での所有権移転です。譲受人は農地取得要件を満たしており問題ないと思われま。審議をお願いします。</p>
	<p>(10 番の現地について説明)</p> <p>譲渡人が東京にるので管理できないという事で申請地に隣接している譲受人が買うとの事です。審議お願い致します。</p>
議 長	<p>議第 3 号 9 番、10 番については、植山委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので議第 3 号 9 番、10 番は許可と致します。続きまして 11 番～14 番を事務局。</p>
事務局(高倉)	<p>11 番～14 番を朗読</p>
議 長	<p>議第 3 号 11 番～14 番についての調査報告を田畑委員をお願いします。</p>
6 番(田畑)	<p>(11 番、12 番の現地について説明)</p> <p>譲受人は農地取得要件を満たしており、隣接農地の承認や境界確認も済ませおり、何ら問題はないかと思われま。</p>
	<p>(13 番の現地について説明)</p> <p>譲受人は農地取得要件を満たしており、何ら問題はないかと思われま。</p>
	<p>(14 番の現地について説明)</p> <p>譲受人は農地取得要件を満たしており、何ら問題はないかと思われま。</p>
	<p>審議お願い致します。</p>
議 長	<p>議第 3 号 11 番～14 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
	<p>ご異議ありませんので議第 3 号 11 番～14 番は許可と致します。続き</p>

議 長	まして 15 番を事務局。
事務局(成重)	15 番を朗読
議 長	議第 3 号 15 番についての調査報告を上永推進委員にお願いします。
上永推進委員	(15 番の現地について説明)
	譲渡人は耕作ができなくなったので売買で所有権移転をしたいとの事です。譲受人は農地取得要件を満たしており、隣接農地との境界もハッキリしております。また荒らすこと耕作するという誓約書も提出されていますので、何ら問題はないかと思われま
	す。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 15 番については、上永推進委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 3 号 15 番は許可と致します。続きまして
事務局(成重)	16 番を事務局。
議 長	16 番を朗読
長谷川推進委員	議第 3 号 16 番についての調査報告を長谷川推進委員にお願いします。
	(16 番の現地について説明)
	以前は中間管理機構に預けていたが、譲受人に譲渡したいとの事でしたので、売買で所有権移転の申請です。譲受人は農地取得要件を満たしており、また荒らすこと耕作するという誓約書も提出されていますので、何ら問題はないかと思われま
	す。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 16 番については、谷川推進委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
	ご異議ありませんので議第 3 号 16 番は許可と致します。続きまして
	17 番、18 番を事務局。



議 長	17 番、18 番を朗読
事務局(高榎)	議第 3 号 17 番、18 番についての調査報告を玉麻委員にお願いします。
議 長	(17 番、18 番の現地について説明)
13 番(玉麻)	譲受人は農地取得要件を満たしており、何ら問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 3 号 17 番、18 番については、玉麻委員の調査報告のとおりで すが質疑等はありませんか。
5 番(植山)	5 反要件や 3 反要件がありますが、17 番の譲受人ですが中津市内の人 が 3 反要件で農地を取得できるのでしょうか。
事務局(梶原隆)	農地として成り立たせるための要件ですので、その申請する農地の所 在で要件が決まります。
8 番 (石川)	先ほどの 17 番の譲受人は農地を 3 反持っていますが、これは全て耶 馬溪町の農地という事でしょうか。
事務局(梶原隆)	取得する農地と同じ地域に 3 反ないといけないという事はないので譲 受人が経営している農地という事です。
議 長	他に質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議等ありませんので議第 3 号 17 番、18 番は許可と致します。

<p>議案審議 議第4号 議 長</p>	<p>議第4号 農地転用事業計画変更申請に関する件についてです。では事務局お願いいたします。</p> <p>1番を朗読</p>
<p>事務局（片桐） 議 長 黒土推進委員</p>	<p>議第4号1番についての調査報告を黒土推進委員にお願いいたします。</p> <p>5条に関連するものですので、議題6号で説明する際にまとめて報告させていただきます。</p>
<p>議案審議 議第5号 議 長</p>	<p>議題5号 農地法4条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局お願いいたします。</p> <p>1番を朗読</p>
<p>事務局（片桐） 議 長 国分推進委員</p>	<p>議第5号1番についての調査報告を国分推進委員にお願いいたします。</p> <p>（1番現地について説明） 農業委員1名、最適化推進委員3名で現地の調査をしました。転用目的は太陽光発電施設用地です。雨水は集水枡に集めて隣接している水路に流します。周辺農地に何ら問題ありませんでした。審議お願いいたします。</p>
<p>議 長 全委員 議 長</p>	<p>議第5号1番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ありませんので、議第5号1番は許可相当とし、県に進達致します。</p>

<p>議案審議 議第 6 号 議 長</p>	<p>議第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。 事務局お願いします。</p> <p>1 番を朗読</p>
<p>事務局 (片桐) 議 長</p>	<p>議第 6 号 1 番についての調査報告を国分推進委員にお願いします。</p>
<p>国分推進委員</p>	<p>(1 番現地について説明) 転用目的は宅地分譲用地(8 区画)であり、家庭排水は公共下水に、雨水は隣接する水路に流します。審議お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 6 号 1 番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>全委員 議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 6 号 1 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 2 番を事務局。</p> <p>2 番、3 番を朗読</p>
<p>事務局 (片桐) 議 長</p>	<p>議第 6 号 2 番、3 番についての調査報告を前田推進委員にお願いします。</p>
<p>前田推進委員</p>	<p>(2 番、3 番現地について説明) 3 番の転用目的は賃貸共同住宅用地であり、家庭排水は公共下水に、雨水は東側に隣接する水路に流します。境界等の確認もできております。 2 番の転用目的は資材置場及び駐車場用地であり、3 番を作るための一時転用となっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>議第6号2番、3番については、前田推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第6号2番、3番は許可相当とし、県に進達致します。では次に4番、5番を事務局。</p>
<p>事務局 (片桐)</p>	<p>4番、5番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第6号4番、5番についての調査報告を橋本委員にお願いします。</p>
<p>1番(橋本)</p>	<p>(4番現地について説明)        転用目的は宅地分譲用地(25区画)であり、汚水は公共下水に、雨水は隣接する水路に流します。        (5番現地について説明)        転用目的は宅地分譲用地(6区画)であり、汚水は合併浄化槽に、雨水は敷地内の道路側溝を経由して水路に流します。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第6号4番、5番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第6号4番、5番は許可相当とし、県に進達致します。では次に6番を事務局。</p>
<p>事務局 (片桐)</p>	<p>6番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第6号6番についての調査報告を黒土推進委員にお願いします。</p>
<p>黒土推進委員</p>	<p>(6番現地について説明)        この申請地は事業計画変更の申請もしております。変更前は駐車場用地でしたが未着工でした。変更後の転用目的は宅地分譲用地(5区画)であり、境界も明確にされています。排水は北側に水路がありそちらになります。審議の程よろしくお願いします。</p>

議 長	<p>議第 6 号 6 番については、黒土推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
全委員	
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 6 号 6 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 7 番、8 番を事務局。</p> <p>7 番、8 番を朗読</p>
事務局 (片桐)	
議 長	<p>議第 6 号 7 番、8 番についての調査報告を植山委員にお願いします。</p> <p>(7 番現地について説明)</p>
5 番(植山)	<p>転用目的は資材置場及び駐車場用地であり、境界等の確認もしています。排水は自然排水となっております。</p> <p>(8 番現地について説明)</p> <p>転用目的は駐車場用地であり、境界等の確認もしています。排水は自然排水となっております。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議第 6 号 7 番、8 番については、植山委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
全委員	
議 長	<p>ご異議ありませんので、議第 6 号 7 番、8 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 9 番を事務局。</p> <p>9 番を朗読</p>
事務局 (片桐)	
議 長	<p>議第 6 号 9 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。</p> <p>(9 番現地について説明)</p>
6 番(田畑)	<p>転用目的は一般住宅用地であり、境界等の確認もしています。生活排水は合併槽にながし、雨水は道路側の溝に流すようになっております。また周囲の農地に影響はないかと思われま。審議をお願いします。</p> <p>議第 6 号 9 番については、委員の調査報告のとおりですが、ご異議は</p>

議 長	ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 9 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 10 番を事務局。
事務局 (成重)	10 番を朗読
議 長	議第 6 号 10 番についての調査報告を長谷川推進委員にお願いします。
長谷川推進委員	(10 番現地について説明) 譲渡人が H12 年頃に無断転用を行っており、課税地目が雑種地となっております。譲渡人に聞き取りを行った結果、農地法を理解しておらず現在は反省をしております。始末書も提出されておりますのでよろしくお願いたします。申請地の転用目的は事務所兼作業場用地であり、境界等の確認もしています。生活排水は公共下水に、雨水は隣接する道路側溝に流すようになっております。また周囲の農地に影響はないかと思われま。審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	議第 6 号 10 番については、長谷川推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号 10 番は許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第 7 号	議第 7 号 非農地証明願に関する件について。1 番～7 番まで事務局。
議 長	1 番～7 番を朗読
事務局 (片桐、	

高榎、)	議第7号1番から7番について事務局の報告のとおりですが、ご異議
議 長	はありませんか。
	(異議なし)
全委員	ご異議ありませんので、議第7号非農地証明願に関する件について、
議 長	1番か～7番を適当とし、証明を発行致します。
議案審議	議第9号
議第9号	その他について事務局よりお願いします。
議 長	1: 第6回定期総会について
事務局 (福永)	日時 平成29年12月27日(水) 午前9時30分～
	場所 市役所 3階 大会議室
	2: 平成30年中津市農業委員会新春懇親会の開催について
	日時 平成30年1月12日(金) 午後6時00分～
	場所 ヴィラルーチェ(東本町1丁目)
	3: 平成29年度大分農業委員会研修大会の開催について
	日時 平成30年1月18日(木) 午前10時30分～
	場所 別府ビーコンプラザ・フィルハーモニアホール
	それでは今回の総括を致します。
議 長	議第1号農地法18条第6項に規定による通知に関する件について、
	1番から15番については許可と致します。
	議第2号農用地利用集積計画(案)については全て承認と致します。
	議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について
	1番から18番については許可と致します。
	議第4号農用転用事業計画変更申請に関する件について
	1番について許可相当として県に進達致します。
	議第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について
	1番については許可相当として県に進達致します。
	議第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について

1 番から 10 番については許可相当として県に進達致します。  
議第 7 号非農地証明願に関する件について

1 番から 7 番については適当とし証明いたします。

以上を持ちまして、平成 29 年第 5 回定期総会を閉会します。

(終 午前 11 時 00 分)